

## 令和元年 8 月小牧市行政組織改正案について

### 1. 改正方針

- ・まちづくり推進計画の策定にあわせて、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するために、より効率的な創造性・機動性の高い組織体制を構築する。
- ・公共施設の適正な管理を行うため、ファシリティマネジメントの機能を強化する。
- ・シティプロモーションをさらに推進し、市内外に対して本市の魅力をより効果的に発信する。
- ・多文化共生や空き家対策に関する専門部署を新設するとともに、重点的なまちづくり体制を強化する。

### 2. 組織改正の内容

- ・「情報システム課」の統計調査係を「総務課」に移管する。
- ・「資産管理課」の資産管理係と「建築課」の営繕係をあわせて再編し、ファシリティマネジメント係と管財係を新設する。
- ・「シティプロモーション課」の観光交流係を廃止し、シティプロモーション係と観光振興係を新設し、にぎわい創出係とあわせた 3 係体制とする。
- ・市民生活部に「多文化共生推進室」を新設し、多文化共生係は多文化共生に関する事務を所管する。
- ・「保育課」を「幼児教育・保育課」とし、保育係を幼児教育・保育係とする。
- ・「都市建設部」を廃止し、「建設部」と「都市政策部」を新設する。
- ・建設部に「都市建設部」より「道路課」「河川課」「建築課」「用地課」を移管する。
- ・「都市政策部」に都市計画業務及び空き家対策を含む住宅政策業務を所管する「都市計画課」と都市整備業務と交通政策業務を所管する「都市整備課」を新設し、「都市建設部」より「東部まちづくり推進室」「みどり公園課」「区画整理課」を移管する。
- ・「都市政策課」を廃止する。
- ・東部、北部及び南部学校給食センターの「業務係」を廃止する。
- ・その他、所掌事務の整理を行う。

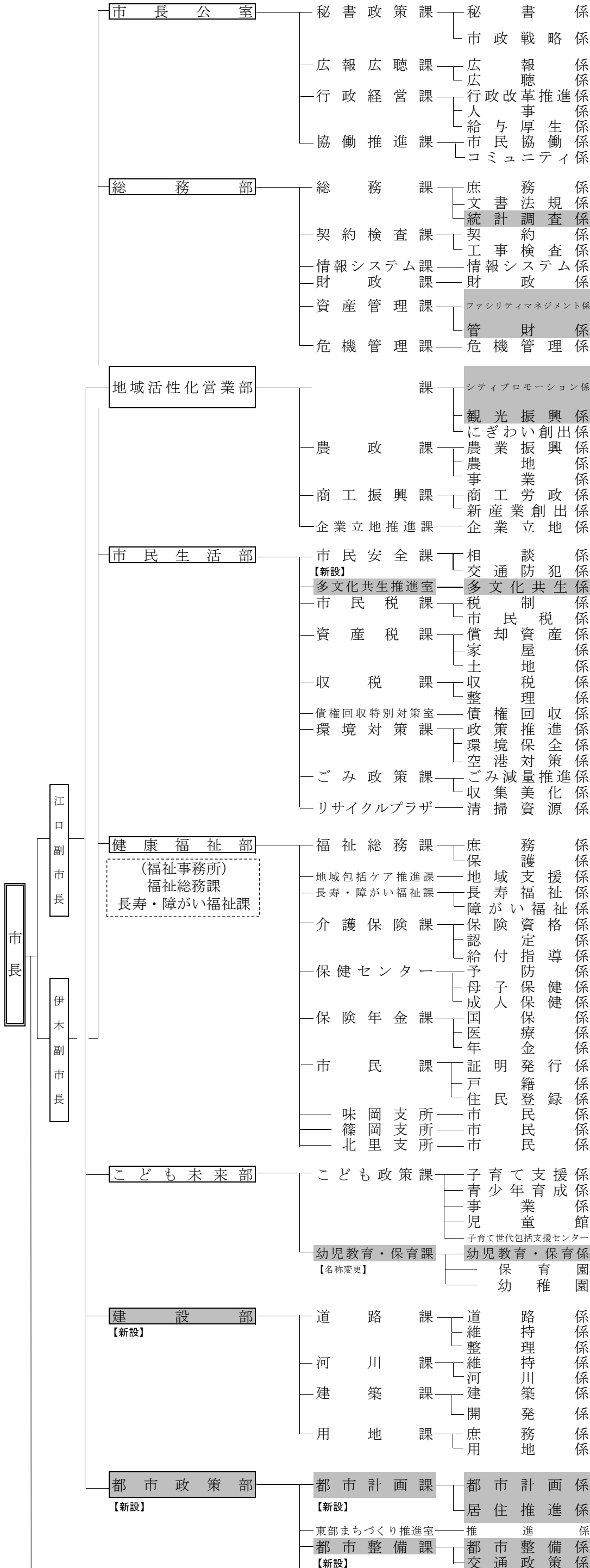
### 3. 組織の増減

1 部 3 課増の 1 3 部 3 課 3 市民センター（支所）1 係となる。

# 令和元年8月小牧市行政組織図(案)

13部63課3市民センター(支所)146係  
※網掛け:新設・名称変更・移管

資料2



【秘書係は係へ「こまき山に関する事務」を移管する】  
【市政戦略係は係へ「地域ブランド(、等の事業展開)に関する事務」を移管し、成人保健係へ「用(alko)に関する事務」を移管し、都市計画係へ「土地利用構想と土地対策会議に関する事務」を移管する】  
【広報係は係へ「定住促進に関する事務」を移管する】

【情報システム課から移管】

【新設、建築課より営繕係を移管、係は資産管理係から「に関する事務」及び営繕係の事務の移管を受ける】  
【新設、管財係は資産管理係の事務(に関する事務を除く)の移管を受ける】

【新設、係は観光交流係から「都市交流に関する事務」を、秘書係から「こまき山に関する事務」を、市政戦略係から「地域ブランド(等の事業展開)に関する事務」を、広報係から「定住促進に関する事務」の移管を受ける】  
【新設、観光振興係は観光交流係の事務(都市交流に関する事務を除く)の移管を受ける】  
【にぎわい創出係は多文化共生係へ「多文化共生に関する事務」を移管する】

【交通防犯係は居住推進係へ「空き家対策に関する事務」を移管する】  
【新設、にぎわい創出係から「多文化共生に関する事務」の移管を受ける】

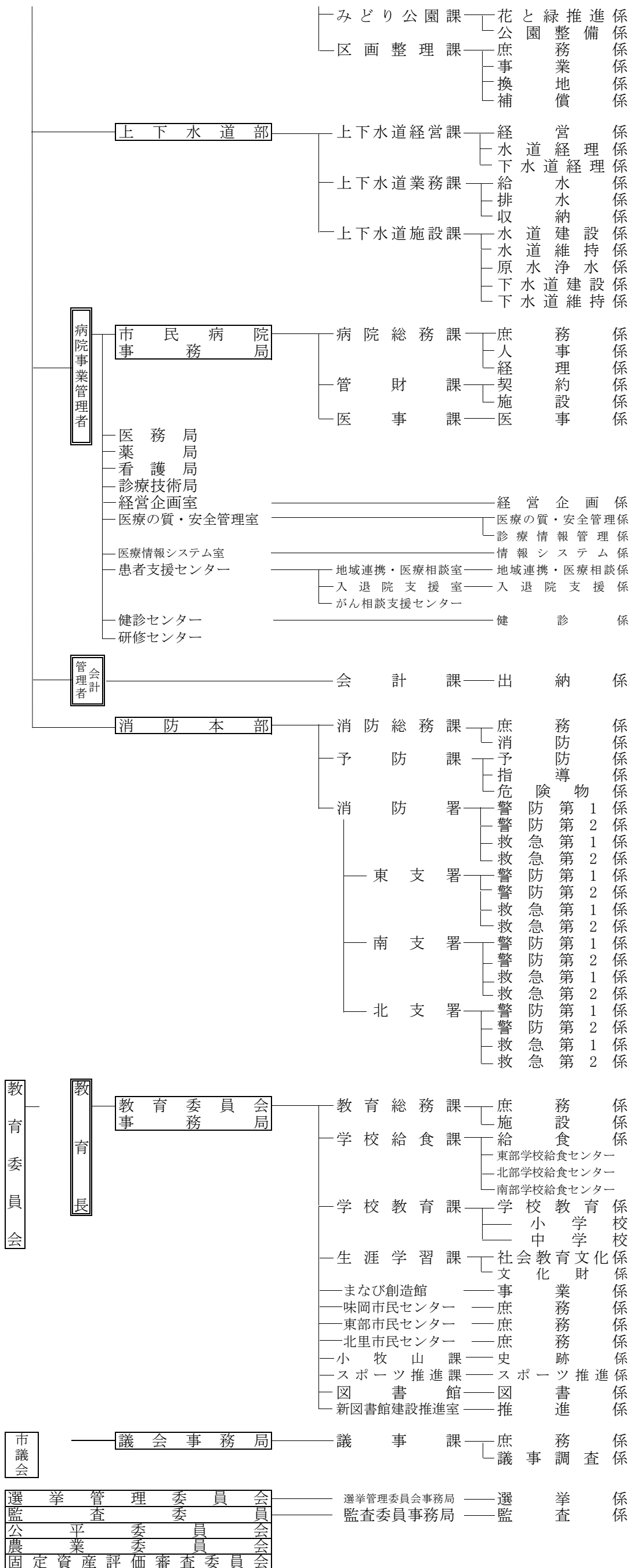
【成人保健係は市政戦略係から「用(alko)に関する事務」の移管を受ける】

【名称変更】

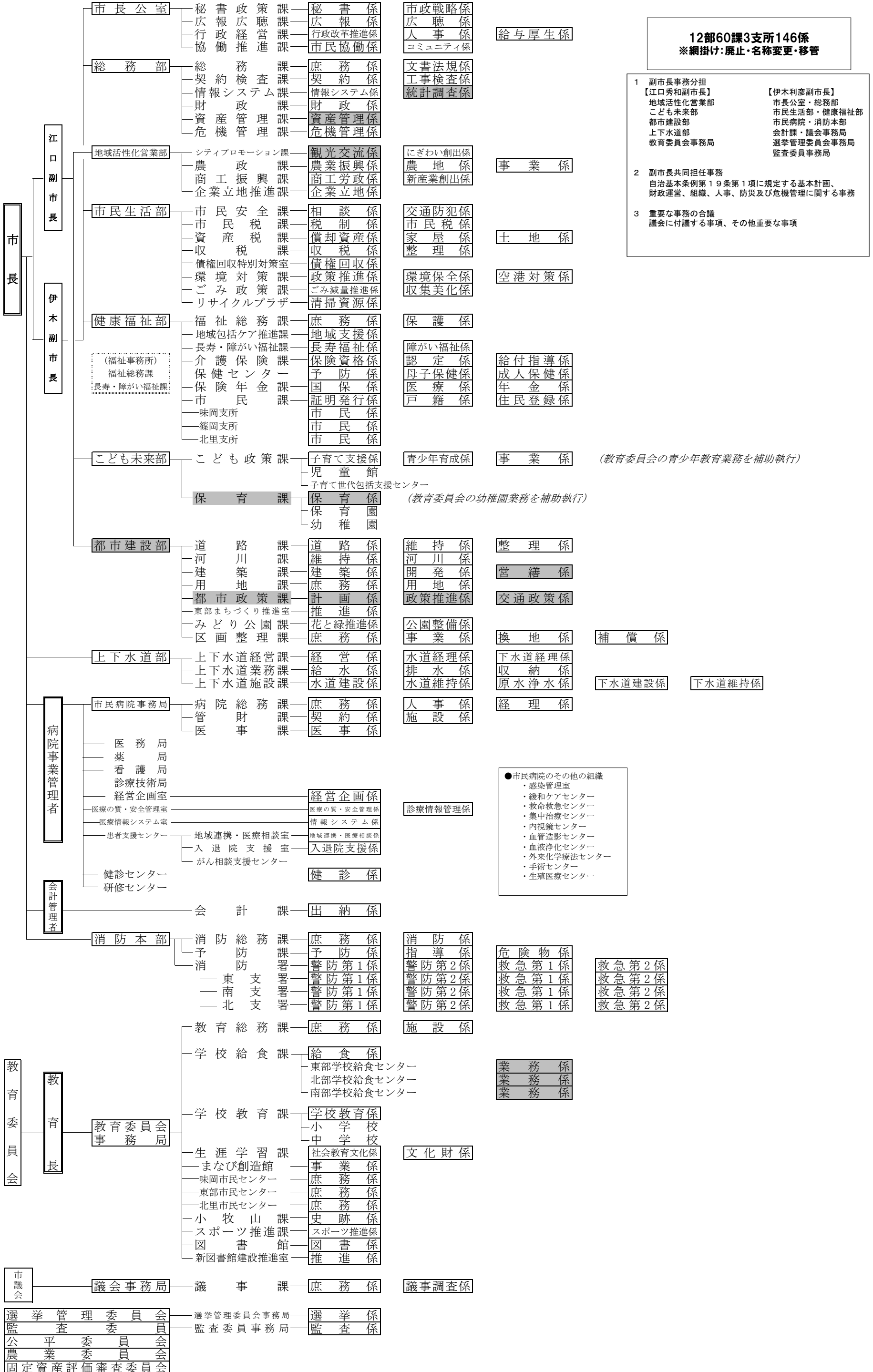
【開発係は居住推進係へ「三世帯同居・近居住宅支援に関する事務」を移管する】

【新設、都市計画係は「中心市街地の全体計画や企画、調整に関する事務」を所管し、市政戦略係から「土地利用構想と土地対策会議に関する事務」の移管を受ける】  
【新設、居住推進係は開発係から「三世帯同居・近居住宅支援に関する事務」を、交通防犯係から「空き家対策に関する事務」の移管を受ける】

【都市政策課から移管、政策推進係から名称変更】  
【都市政策課から移管】



平成31年4月 小牧市行政組織図



参考 公益法人等派遣